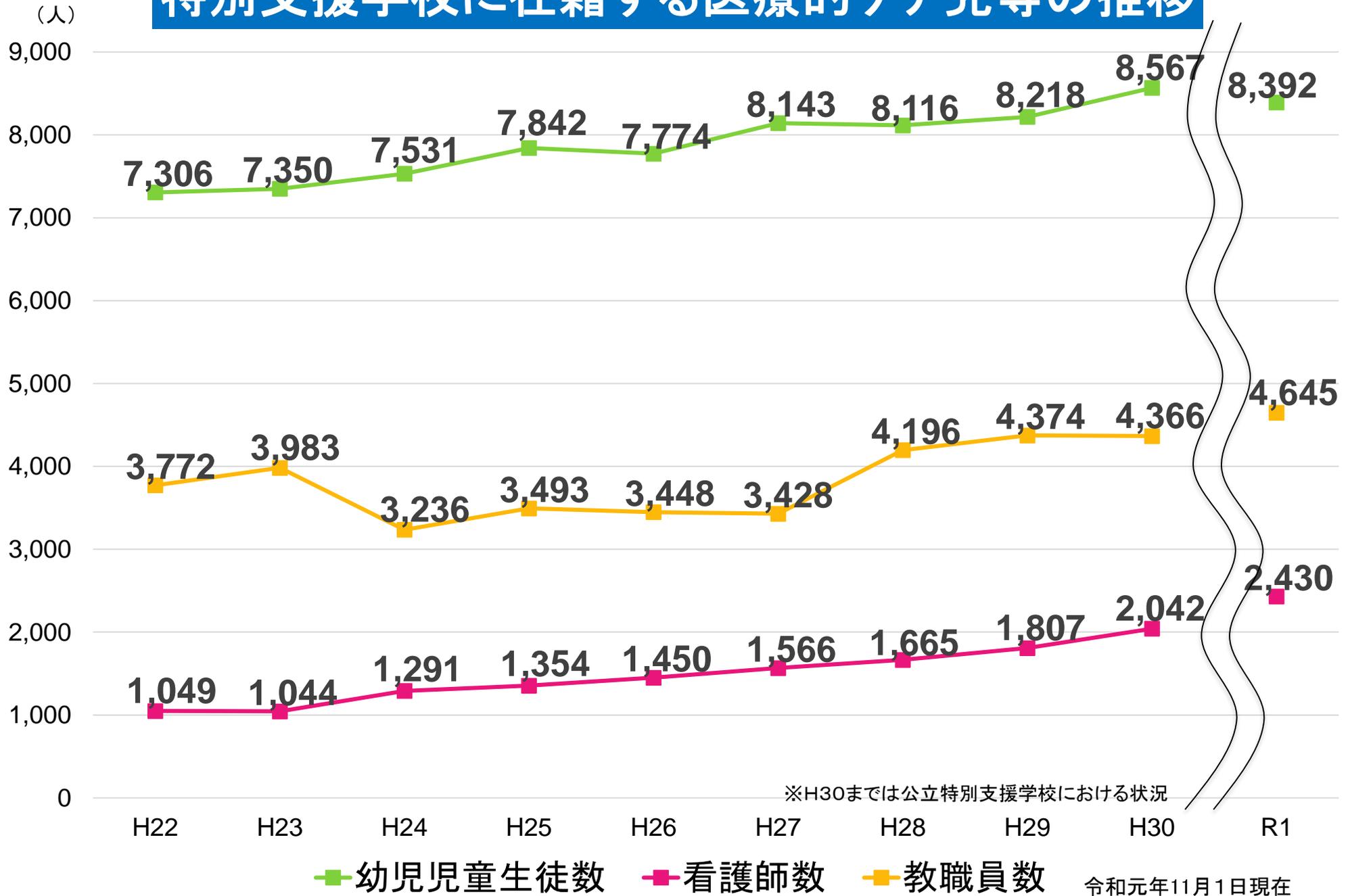




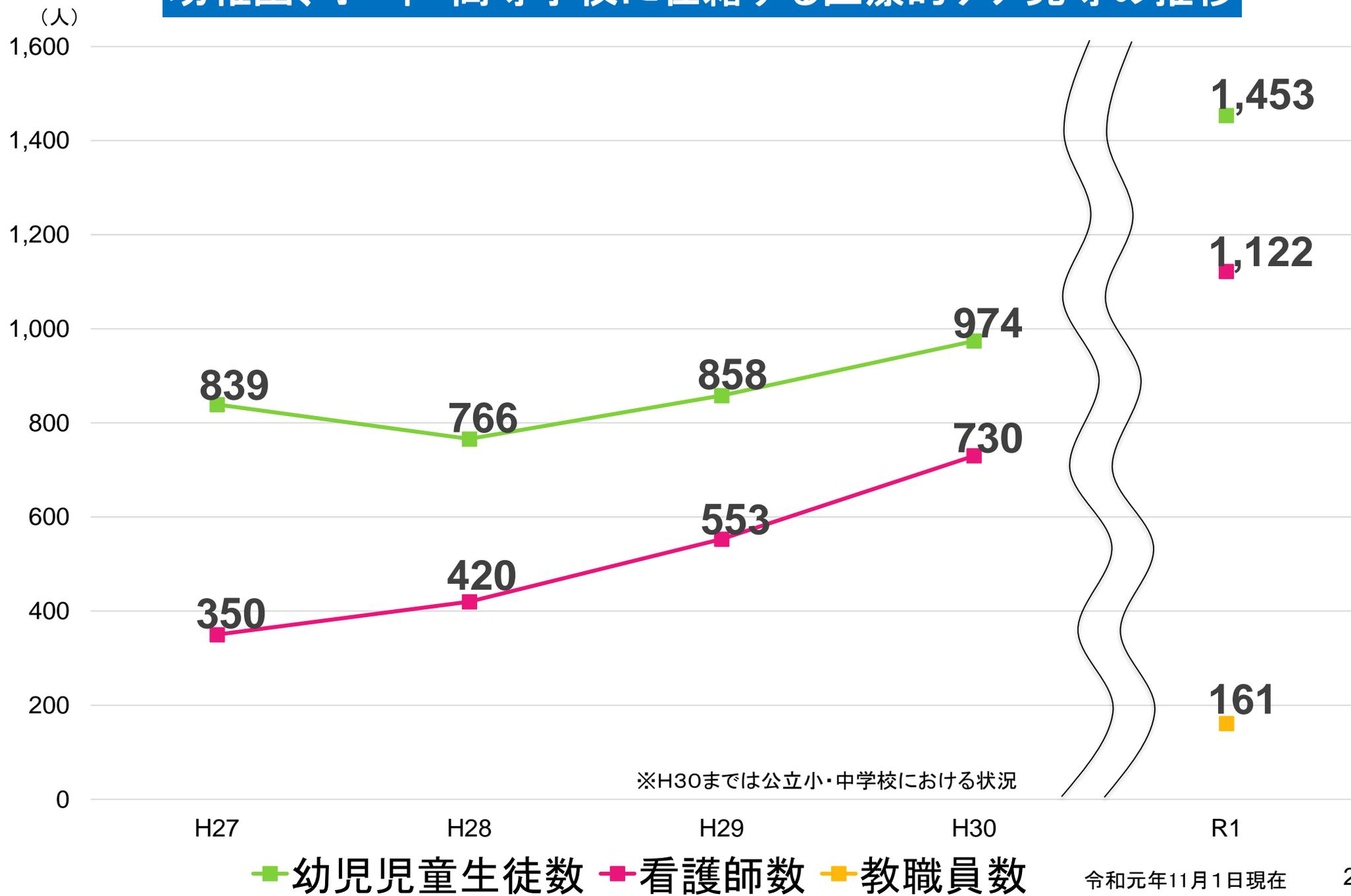
学校における医療的ケア児の支援について

文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課

特別支援学校に在籍する医療的ケア児等の推移



幼稚園、小・中・高等学校に在籍する医療的ケア児等の推移



1. 学校における医療的ケアの実施の意義について

学校において医療的ケアを実施することで



○ 教育機会の確保・充実

授業の継続性の確保、訪問教育から通学への移行、登校日数の増加



- 経管栄養や導尿等を通じた生活のリズムの形成
(健康の保持・心理的な安定)
- 吸引や姿勢変換の必要性など自分の意思や希望を伝える力の育成
(コミュニケーション・人間関係の形成)
- 排痰の成功などによる自己肯定感・自尊感情の向上
(心理的な安定・人間関係の形成)
- 安全で円滑な医療的ケアの実施による信頼関係の構築
(人間関係の形成・コミュニケーション)

※カッコは対応する学習指導要領「自立活動」の区分の例



- 看護師は、その専門性を活かして医療的ケアを実施し、
教員が、その専門性を活かしてサポートする。
- 教員は、その専門性を活かして授業を進め、
看護師が、その専門性を活かしてサポートする。

双方がその専門性を発揮して
児童生徒の成長・発達を最大限に促す

学校における医療的ケアの今後の対応について（通知）の概要

「学校における医療的ケアの実施に関する検討会議」（H29.10初等中等教育局長決定）の最終まとめが取りまとめられたことを受け、文部科学省として、小・中学校等を含む全ての学校における医療的ケアの基本的な考え方や医療的ケアを実施する際に留意すべき点等について整理。（H31.3.20初等中等教育局長通知）概要は以下のとおり。

1. 医療的ケア児の教育の場

- 医療的ケア児の実態は多様であり、医療的ケアの種類・頻度のみに着目した画一的な対応ではなく、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行うこと
- 就学先決定の仕組みは、個々の障害の状態、本人の教育的ニーズ等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定（平成25年に学校教育法施行令を改正）
- 医療的ケア児の「教育の場」の決定も、教育委員会が主体となり、早期からの教育相談・支援と合意形成のプロセスが求められる
- 長期間欠席や訪問教育を受ける医療的ケア児の指導上の工夫の一つとして、遠隔教育などICTの効果的な活用による指導時間の増加等が考えられる

2. 学校における医療的ケアに関する基本的な考え方

- 学校における医療的ケアの実施は、教育面・安全面で、大きな意義を持つ
- 教育委員会は看護師等を十分確保し、継続して安定的に勤務できる体制を整備するとともに、適切な配置を行い、学校は看護師等を中心に教職員等が連携協力して医療的ケアに当たること

①医療的ケアに係る関係者の役割分担

- 学校や教育委員会は関係者の役割分担を整理することが重要であり、教育委員会や学校だけでなく、主治医や保護者など、医療的ケア児に関わる者それぞれが責任を果たし、医療的ケアの実施に当たることが必要

②医療関係者との関係

- 地域の医師会や看護団体等の協力を得て、小児医療や在宅医療などの専門的知見を活用することが必要
- 主治医に対しては、実施する学校の状況等を踏まえて明確な指示書を作成する必要性があることを説明すること
- 学校はあらかじめ主治医に対して指示書の作成に必要な情報を十分に提供等を行うことが必要
- 主治医等と学校との間で考えが異なる場合などには、必要に応じて教育委員会等が場を設け、双方の納得できる解決を促す役割を担うことが重要
- 教育委員会は、医療的ケア等に知見のある医師を学校医としたり、医療的ケア指導医を委嘱したりするなど、医療安全を確保するための十分な支援体制を整えること

③保護者等との役割

- 各学校は医療的ケアに関する窓口となる教職員を定め、入学前から相談を受けられる体制を整備するとともに、入学後においても日々の情報交換を密にすること
- 保護者から、健康状態や医療的ケアの頻度などについて説明を受けた上で、学校で対応できる範囲について、共通理解を図ることが必要
- 保護者の付添いについては、本人の自立を促す観点からも、真に必要と考えられる場合に限るよう努めるべき

3. 教育委員会における管理体制の在り方

①総括的な管理体制の整備

- 教育委員会は、医療的ケア児の受け入れに備え、域内の学校における医療的ケア児に関する総括的な管理体制を整備するため、学校における医療的ケア実施体制の策定、学校・医療的ケア指導医の委嘱、看護師等の配置、研修等、緊急時の対応指針の策定等を実施すること
- 総括的な管理体制を構築するため、教育、福祉、医療等の関係者、保護者の代表者などで構成される医療的ケア運営協議会の設置すること
- 域内の学校における医療的ケア体制をバックアップするため、都道府県等レベルで関係機関との連絡体制を構築していくこと

②ガイドライン等の策定

- 域内の学校に共通する重要事項について、ガイドライン等を策定すること
- 特定行為以外の医療的ケアについては、一律に対応するのではなく、個々の医療的ケア児の状態に応じてその安全性を考慮しながら対応を検討すること

③学校に看護師等を配置する際の留意事項

- 指導的な立場となる看護師を指名するなど、看護師等が相互に情報共有や相談を行うことができるようにすることも有効
- 看護師等の配置は、自ら雇用するだけでなく、医療機関等に委託する事も可能。その際は業務内容や手続きを十分検討し、契約書等で明確にすることが必要。

④都道府県教育委員会等による市区町村教育委員会等への支援

- 都道府県教育委員会や特別支援学校においては、域内の市区町村が設置する小・中学校等の求めに応じて専門家による巡回指導を行ったり、関係者に対する研修を実施したりするなど、支援体制を構築すること。

学校における医療的ケアの今後の対応について（通知）の概要

4. 学校における実施体制の在り方

①学校における組織的な体制の整備

- 学校は、教育委員会のガイドライン等を踏まえ、**役割分担や連携の在り方、計画書・報告書・個別マニュアルの作成、緊急時への対応等を実施要領として策定すること**
- 医療的ケア安全委員会を設置するなど、校長の管理責任の下、関係者が連携し対応できる体制を構築すること**

②専門性に基づくチーム体制の構築

- 看護師等がより安心して医療的ケアを実施するため**、指導的な立場の看護師の配置に加え、医療関係者と直接意見交換・相談できる体制の構築、「チーム学校」の一員として他の教職員とのコミュニケーションも重要

③個別の教育支援計画

- 「**個別の教育支援計画**」を作成する際に、主治医や訪問看護ステーションの看護師等から情報を得たり意見交換することが望ましい

5. 認定特定行為業務従事者が喀痰吸引等の特定行為を実施する上での留意事項

①特別支援学校における留意事項

- 教職員等が特定行為を行う場合には、**認定特定行為業務従事者としての認定を受けている必要があることや、その認定の範囲内で特定行為を行うこと、医師の指示を受けていることなど、法令等で定められた手続を経ておくこと**

②小・中学校等における留意事項

- 小・中学校等において医療的ケアを実施する場合には**主として看護師等が医療的ケアに当たり、教職員等がバックアップする体制が望ましい**

6. 特定行為以外の医療的ケアを実施する場合の留意事項

- 医療的ケア運営協議会において全体的な方針を検討した上で**、各学校において、主治医や学校医・医療的ケア指導医や看護師等の助言を得つつ、**個々の児童生徒等の状態に照らしてその安全性を考慮しながら、対応の在り方を検討するとともに、実施状況を、医療的ケア運営協議会で共有し、医療的ケアの実施につなげていくこと**

7. 医療的ケア児に対する生活援助行為の「医行為」該当性の判断

- 文部科学省では、「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について（平成17年8月25日17国文科第30号初等中等教育局長通知）」（以下「平成17年通知」という。）において、厚生労働省が示す「原則として医行為ではないと考えられるもの」の周知を図っている

8. 研修機会の提供

①看護師等に対する研修

- 教育委員会は、**学校に配置する看護師等の専門性の向上を図るために、医療部局や福祉部局等と連携の上、最新の医療や看護技術、医療機器等に関する知識や技能を得るための実践的・臨床的な研修を受ける機会を確保すること**。地域の医師会・看護団体等主催の研修を受講する機会を与えるのも有効。
- 国は、教育委員会の研修をより充実させていくため、研修の企画・実施に努める。各教育委員会は、指導的な立場にある看護師や教育委員会の担当者等が受講できるよう配慮すること

③全ての教職員等に対する研修及び保護者等への啓発

- 学校全体での組織的な体制を整える観点から、**医療的ケアを実施しない教職員に対しても、医療的ケアの基礎知識に関する校内研修を実施すること**

9. 校外における医療的ケア

①校外学習（宿泊学習を含む。）

- 各学校及び医療的ケア児の状況に応じ、**看護師等又は認定特定行為業務従事者が実施する体制を構築すること**。小・中学校等については、主として看護師等が医療的ケアに当たること
- 泊を伴う行事については、**勤務時間等も考慮した人員確保とともに、緊急の事態に備え、医療機関等との連携協力体制の構築すること**

②スクールバスなど専用通学車両による登下校

- 専用通学車両への乗車については個別に判断すること**
- スクールバスなど専用通学車両の登下校において、乗車中に喀痰吸引が必要なる場合には、**看護師等による対応を基本とし、運行ルート設定の際に安全に停車可能な地点をあらかじめ確認し、停車して医療的ケアを実施すること**
- 緊急時対応が必要となる場合の対応策について、保護者と学校関係者との共通理解を図ること

10. 災害時の対応

- 医療材料や医療器具、非常食等の準備・備蓄について、**あらかじめ保護者との間で協議すること**
- 医療機器を使用する医療的ケア児がいる場合には、**電源の確保や日頃からの点検を行うとともに、停電時の対応を保護者と学校関係者で事前に確認すること**
- スクールバスに乗車中など、**登下校中に災害が発生した場合の対応についても、緊急時の対応、医療機関等との連携協力体制を十分確認すること**

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行について（通知）の概要

地方公共団体及び学校の設置者等が、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（令和3年法律第81号）の趣旨を踏まえた取組を推進できるよう、学校に関する留意事項について取りまとめ公表。概要は以下のとおり。

（１）定義（第2条関係）

- 「医療的ケア」とは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為であり、従前から行っている医療的ケアの範囲を変更するものではない。（第1項関係）
- 「医療的ケア児」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童であり、18歳以上の者であって、高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部に在籍する者も含まれる。（第2項関係）

（２）基本理念（第3条関係）

- 医療的ケア児の可能性を最大限に発揮させ、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うという視点に立つことが重要。その際、医療的ケア児の実態は多様であることから、医療的ケアの種類や頻度のみに着目して画一的な対応を行うのではなく、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行うことが必要。（第2項及び第4項関係）
- 医療的ケア児の就学先の決定について、従前からの決定の仕組みに直接的な影響を与るものではない。（第2項及び第4項関係）
- 医療的ケア児が医療的ケアを必要としていることだけを理由に、あるいは、対応した環境や体制が整っていないことを理由に、画一的に学校への入学や転入学が拒否されることがないようにすることが必要。（第4項及び第5項関係）
- 現在、医療的ケア看護職員が常時配置されていない学校に通学している医療的ケア児が、本法施行後に、医療的ケア看護職員が常時配置されていないことを理由に通学できなくなることがないようにすることが必要。（第4項及び第5項関係）

（３）地方公共団体の責務（第5条関係）及び学校設置者の責務（第7条関係）

- 地方公共団体は、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に施策を実施する責務を有する。（第5条関係）
- 現に学校に在籍しない、又はこれから学校に入学や転入学をする予定の医療的ケア児を含め、切れ目なく医療的ケア児の支援を行うことが必要。（第7条関係）
- 市区町村教育委員会は、医療、保健、福祉等の関係部局等と連携し、保護者の理解と協力の下、就学前の認定こども園や幼稚園、保育所等と学校等との間で、医療的ケア児に関する情報共有が確実かつ円滑にできるような体制を整備し、就学後の円滑な医療的ケアの実施につなげる。（第7条関係）

（４）教育を行う体制の拡充等（第10条関係）

- 地方公共団体は、医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充のため、主に次のような措置を講ずる。（第10条第1項関係）
 - 「学校における医療的ケアの今後の対応について」や「小学校等における医療的ケア実施支援資料」等を参考にして、域内の学校における対応の在り方などを示したガイドラインを策定したり、教育関係者に加えて医療、保健、福祉等の関係部局機関、保護者の代表者、医療的ケアに知見のある医師や看護師等との関係者から構成される会議体を設置することを通して、教育委員会における総合的な管理体制を整備する。
 - 学校において医療的ケア児を受け入れるに当たり、学校がガイドライン等を踏まえて、教職員と医療的ケア看護職員等との役割分担や連携の在り方、具体的な実施方法、緊急時対応等を記載した実施要領を策定したり、組織的に実施することが可能となるよう学校内に医療的ケア安全委員会を設置すること等を通して、組織的な体制の整備をすることができるように、教育委員会が域内の学校を支援する。
 - 地方公共団体及び学校の設置者は、積極的に医療的ケア看護職員の配置促進に努め、支援の推進を図る。
- 学校の設置者は、学校に在籍する医療的ケア児が、保護者の付添いがなくても適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、具体的に次のような措置を講ずる。（第10条第2項関係）
 - 医療的ケア児の自立を促す観点からも、保護者に付添いの協力を得ることについては、真に必要と考えられる場合に限りよう努めるべきであるが、やむを得ず、保護者に付添いの協力を求める場合には、代替案などを十分に検討することが必要であり、真に必要と考える理由や付添いが不要になるまでの見直しなどについて、医療的ケア児や保護者に対して丁寧に説明する。
 - 特に入学当初の学校の体制整備の準備を進めるに当たっては、就学先決定後、速やかに学校・保護者・看護師・主治医・学校医等や関係機関等が連携し、実施体制の準備が進められるような体制づくりに取り組むことも考えられる。
 - 医療的ケア看護職員の配置に当たっては、学校の設置者が看護師等を自ら雇用するだけでなく、地域の実情や医療的ケア児の状況等を踏まえ、医療機関や訪問看護ステーション等に委託することも可能。
- 地方公共団体は、看護師等のほかに学校において医療的ケアを行う人材の確保を図るために、介護福祉士や認定特定行為業務従事者を学校に配置する際、具体的に次のような措置を講ずる。（同条第3項関係）
 - 学校において医療的ケアを実施する場合には、看護師等を配置又は活用しながら、主として看護師等が医療的ケアに当たり、教職員等が支援する体制が考えられるが、各学校等の実情に応じて体制を構築する。
 - 医療的ケア児の状態や医療的ケアの内容により、介護福祉士や認定特定行為業務従事者が喀痰吸引等を実施する場合には、主治医等の意見を踏まえつつ、特定の医療的ケア児との関係性が十分認められた上で実施し、看護師等が巡回する体制を構築することなどが考えられる。

小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～

背景

- **学校に在籍する喀痰吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等**（以下「医療的ケア児」という。）は年々増加するとともに、人工呼吸器による呼吸管理等を必要とする医療的ケア児が学校に通うようになるなど、**医療的ケア児を取り巻く環境が変わりつつある。**
- 「**学校における医療的ケアの今後の対応について**（平成31年3月20日30文科初第1769号初等中等教育局長通知）」
→ 喀痰吸引や経管栄養以外の医療的ケアを含め、**小・中学校等を含む全ての学校における医療的ケアの基本的な考え方や医療的ケアを実施する際に留意すべき点等について各教育委員会等に示し、実施体制の整備を促す**
- 令和3年6月に「**医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律**」が成立
(国及び地方公共団体等は、医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充等を図ることが求められている。)

この度、学校における医療的ケアの体制を充実する上で参考となる資料を作成

「小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～」

第1編 医療的ケアの概要と実施者

医療的ケア及び学校における医療的ケアの実施者について解説

- 第1章 医行為と医療的ケアとは
- 第2章 学校における医療的ケアの実施者

第2編 学校における受け入れ体制の構築

小学校等における医療的ケアに関する基本的な考え方を改めて整理

- 第1章 実施体制の整備
- 第2章 市町村教育委員会等による総括的な管理体制の構築
- 第3章 小学校等における組織的な実施体制の構築

第3編 医療的ケア児の状態等に応じた対応

医療的ケア児の就学先の検討や医療的ケア児のニーズの把握の際に参考となるよう 医療的ケアの状況等に応じた対応について、各医療的ケアごとに記載

- 第1章 喀痰吸引
- 第2章 人工呼吸器による呼吸管理（酸素療法を含む）
- 第3章 気管切開部の管理
- 第4章 経管栄養
- 第5章 導尿
- 第6章 人工肛門（ストーマ）の管理
- 第7章 血糖値測定・インスリン注射

※ 医療的ケア児のうち、障害のある児童生徒等の就学に関する相談・支援に際しては、障害のある児童生徒等の「教育的ニーズ」を整理するための考え方や、就学先の学校や学びの場を判断する際に重視すべき事項等について充実して示された「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」を参照すること。

詳細はこちら（文部科学省HP） 



学校における医療的ケアの実施体制の充実に向けた取組

医学の進歩を背景として、**特別支援学校のみならず、地域の小・中学校においても医療的ケア児が増加傾向**にあり、「**医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律**」の**成立・施行**も踏まえ、文部科学省では、**学校における医療的ケアの実施体制の充実を図る際の参考となる資料を掲載**しています。

基本的な考え方

学校における医療的ケアの今後の対応について（H31.3.20 初等中等教育局長通知）

- 「学校における医療的ケアの実施に関する検討会議最終まとめ（平成31年2月28日）」を受け、全ての学校における医療的ケアの基本的な考え方や医療的ケアを実施する際に留意すべき点等について整理。



小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～

- 小学校等における医療的ケアに関する基本的な考え方を改めて整理。医療的ケアの内容の把握及び、小学校等や教育委員会等における具体的な医療的ケアに関する体制の整備等の参考となる資料。



医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（R3.6.18公布、R3.9.18施行）

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加しており、医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっていることから、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、安心して子どもを産み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的としたもの。



医療的ケア看護職員等への研修

学校における医療的ケア実施対応マニュアル（看護師用）

- 看護師等が初めて学校で勤務するに当たって参考となる資料。



学校における教職員によるたんの吸引等（特定の者対象）研修テキスト（例）

- 学校において教職員が喀痰吸引等を行う際に必要となる基本研修を行う際に参考となる資料。



医療的ケア児の受入れ体制に関する調査研究

学校における医療的ケア実施体制構築事業

- H29～R2：酸素吸入や人工呼吸器の管理等の特定行為以外の医療的ケアにも対応する受入れ体制の在り方について

学校における医療的ケア実施体制構築事業

- R3～：地域の小・中学校等で医療的ケア児を受入れ、支える体制の在り方について



背景・課題

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の成立・施行を踏まえ、医療的ケア看護職員を配置するとともに、特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の整備や外部専門家の配置を行うことにより、特別支援教育の推進を図る。

○ 医療的ケア看護職員配置事業

- 学校における医療的ケアの環境整備の充実を図るため、校外学習や登下校時の送迎車両に同乗することも含め、自治体等による看護師の配置を支援

(2,754百万円 (2,068百万円))

2,400人分 ⇒ 3,000人分【拡充】

※登下校時の送迎車両に同乗する看護師の配置に係る経費を計上。

【参考】医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年6月18日公布、令和3年9月18日施行）

第十条 国及び地方公共団体は、医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充を図られるよう、医療的ケア児が在籍する学校に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 学校の設置者は、その設置する学校に在籍する医療的ケア児が保護者の付添いがなくても適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、看護師等の配置その他必要な措置を講ずるものとする。

補助対象等

- ・都道府県・市区町村・学校法人（幼稚園・小中高校・特別支援学校）
- ・補助割合 国：1/3 補助事業者：2/3

○ 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備

- 特別な支援が必要な子供が就学前から社会参加まで切れ目なく支援を受けられる体制の整備を行う自治体等のスタートアップを支援 ※交付初年度から3年限り

1. 連携体制を整備

教育委員会・学校と福祉部局や関係機関の連携体制を整備

2. 個別の教育支援計画等の活用

就学・進級・進学・就労に、個別の教育支援計画等が有効に活用される仕組みづくり

3. 連携支援コーディネーターの配置

教育委員会・学校と福祉部局や関係機関の連携を促進

(早期支援、発達障害支援、学校・病院連携、合理的配慮、就労支援)

4. 普及啓発

市民や他の自治体への普及啓発

○ 外部専門家配置事業

- 個別の指導計画の作成や実際の指導に当たって、障害の状態等に応じて必要となる、専門の医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの専門家配置を支援 348

【参考】特別支援学校幼稚園部教育要領、小学部・中学部・高等部学習指導要領

第7章 自立活動 第3 個別の指導計画の作成と内容の取扱い

児童又は生徒の障害の状態等により、必要に応じて、専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求めるなどして、適切な指導ができるようにするものとする。

アウトプット（活動目標）

自治体等が実施する①地域の小・中学校等での特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の整備②医療的ケア看護職員の配置や外部専門家の配置について支援

アウトカム（成果目標）

学校における医療的ケアの対応に関するガイドライン等が策定され、医療的ケア児の受入れ体制の整備が進展
(指標) 学校における医療的ケアの対応に関するガイドライン等の策定割合
(令和3年度：-% (今年度調査予定))

インパクト（国民・社会への影響）

障害の有無に関わらず誰もがその能力を発揮できる共生社会の実現

新たなニーズに対応した体制整備推進事業 (学校における医療的ケア実施体制充実事業)

令和4年度要求・要望額
(前年度予算額)

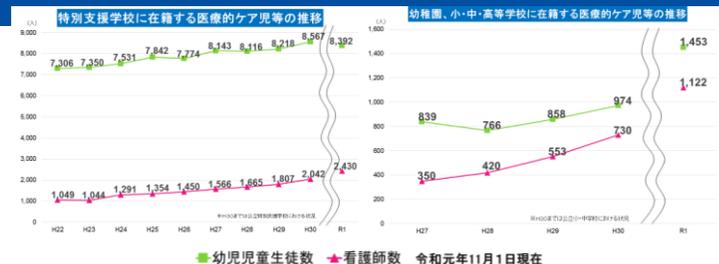
0.4億円
0.4億円)



文部科学省

背景・課題

- 近年、**医療的ケア児**※は年々増加傾向。こうした傾向は特別支援学校のみならず、地域の小中学校等でも見られる。(※学校に在籍する日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが必要不可欠である児童生徒等)
- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」において、**国及び地方公共団体等は、医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充等を図ることが求められている**。(令和3年9月18日施行)



→ **I 医療的ケア児の受入れ・支援体制の整備** 及び **II 医療的ケア看護職員等の専門性の向上**に向けた取組を実施する必要がある。

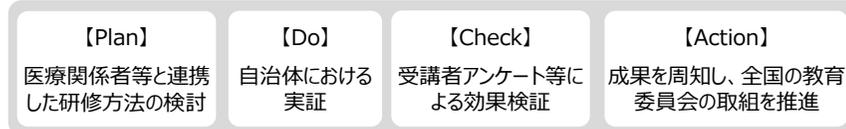
事業内容

I 小・中学校等における医療的ケア児の受入れ・支援体制の在り方に関する調査研究

- 中学校区に医療的ケアの実施拠点校を設けるなどして、**地域の小・中学校等で医療的ケア児を受入れ、支える体制の在り方に関する調査研究**を実施し、全国へ普及を図る。
- 件数・単価：10箇所（4箇所×約430万円 6箇所×約120万円）（予定）

II 医療的ケア看護職員等に対する効果的な研修方法の開発

- 教育委員会が実施する看護師等を対象とした研修の在り方について、自治体における実証を踏まえ検証し、開発した効果的な研修方法について、好事例の横展開を図り、全国の教育委員会の研修を推進。**
- 件数・単価：1箇所×約1,500万円（予定）



【参考】学校における医療的ケアの今後の対応について（平成31年3月 初等中等教育局長通知）
教育委員会においては、学校に配置する看護師等の専門性の向上を図るために、医療部局や福祉部局等と連携の上、最新の医療や看護技術、医療機器等に関する知識や技能を得るための実践的・臨床的な研修を受ける機会を確保すること。

【参考】令和の日本型学校教育の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）（令和3年1月）

（4）関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実：医療的ケアが必要な子供への対応については、安心して学校で学ぶことができるよう、また、その保護者にも安全・安心への理解が得られるよう、学校長の管理下において、担任、養護教諭、関係する医師、看護師などがチームを編成し、一丸となって学校における医療的ケアの実施体制を構築していくことが重要である。（略）保健、医療、福祉部局とも連携した医療的ケアを担う看護師の人材確保や配置等による環境整備を進める必要がある。

アウトプット（活動目標）

地域の小・中学校等での医療的ケア児の受入れ、支援体制の実践事例の創出、医療的看護職員等を対象とした効果的な研修方法等の開発

アウトカム（成果目標）

学校における医療的ケアの対応に関するガイドライン等が策定され、医療的ケア児の受入れ体制の整備が進展
(指標) 学校における医療的ケアの対応に関するガイドライン等の策定割合
(令和3年度：-% (今年度調査予定))

インパクト（国民・社会への影響）

障害の有無に関わらず誰もがその能力を發揮できる共生社会の実現